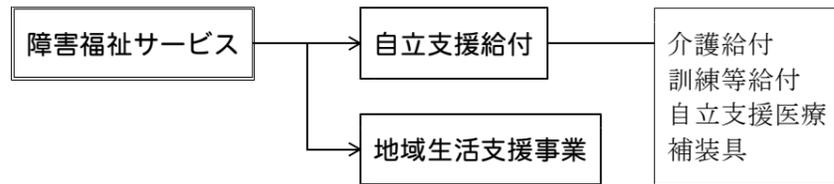


障害福祉サービスの概要について

障害のある方が利用する福祉サービスは、障害者自立支援法の施行にともない、身体障害者・知的障害者・精神障害者の方へのサービスが一元化され、平成18年10月から下記のように変わりました。



これらのサービスを、支援の内容によって整理すると、下表のようになります

サービスの種類	サービスの名称	サービス内容の概要	サービスの対象者			
			身体	知的	精神	対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし)
自宅を訪問して介護等を行うサービス	居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います	○	○	○	1以上
	重度訪問介護 (※)	常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います	○			4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等のいろいろなサービスで包括的に支援します	○	○	○	6で重度障害者等包括支援の対象と判定された人
移動や外出を支援するサービス	移動支援事業(ガイドヘルプ) [地]	ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します	○	○	○	
	重度訪問介護 (※の再掲)	上記(※)の欄を参照してください	○			上記(※)を参照してください
	行動援護	判断能力が不十分な方が行動する際に、危険回避や外出の支援を行います		○	○	3以上で行動関連項目の判定が8点以上の人
コミュニケーションを支援するサービス	コミュニケーション支援事業 [地]	社会生活でコミュニケーションが必要な際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します	○			
補装具や日常生活用具	補装具	障害に応じて、必要な補装具の交付や修理を行います	○			
	日常生活用具給付等事業 [地]	障害に応じて、日常生活に必要な用具を給付します	○	○	○	
短期入所	短期入所(ショートステイ)	介護者が病気などのときに、短期間、施設に入所(宿泊)して介護を行います	○	○	○	
通所して活動や就労・訓練を行うサービス	生活介護	常時介護を必要とする方に、創作的活動や生産活動の場を提供するとともに、入浴・食事等の介護を行います	○	○	△	3以上(50歳以上は2以上、50歳未満の施設入所者は4以上)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います	○			疾病や障害の状態により5以上または6
	児童デイサービス	障害のある児童の方に、日常動作訓練や集団適応訓練等を行います	○	○		
	日中一時支援事業 [地]	介護者が一時的に介護できない時(昼間)に施設で介護したり、放課後の活動の場を提供します	○	○	○	
	経過的デイサービス事業 [地]	平成18年9月まで実施していたデイサービスを平成18年度中は継続して実施しました	○	○		
	地域活動支援センター事業 [地]	創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流を支援します(精神障害者地域生活支援センターも地域活動支援センター事業になります)	○	○	○	
	自立訓練	機能訓練や生活訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な能力を高める訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
	就労継続支援	一般企業等での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います	○	○	○	
旧体系の通所施設等	通所授産施設、通所更生施設、小規模通所授産施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます	○	○	○		
居住の場を提供するサービス	共同生活援助(グループホーム)	介護が必要ない障害者の方が共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います		○	○	非該当または1
	共同生活介護(ケアホーム)	介護が必要な方が共同生活を行う住居で、入浴や食事等の介護を行います		○	○	2以上
	施設入所支援	入所施設で、夜間や休日の介護を行います	○	○	○	4以上(50歳以上は3以上)
	旧体系の入所施設等	身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤療、精神障害者社会復帰施設(援護療)等の入所施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます	○	○	○	

※サービスの名称に [地] が付いているものは地域生活支援事業です。それ以外は自立支援給付です。

障害福祉サービスの利用について

- 自立支援給付のサービスを利用するには、まず、障害程度区分の認定を受けていただきます(地域生活支援事業のみを利用する場合は必要ありません)。障害程度区分が決まったら、利用意向をお聞きして、利用できるサービスの種類と量を決定します(支給決定といいます)。
- 支給決定が終わると受給者証を発行しますので、事業者と契約してサービスを利用してください。なお、一部のサービスを除き、原則1割の利用料負担が必要となります(ただし、所得等に応じて上限額が決められています)。